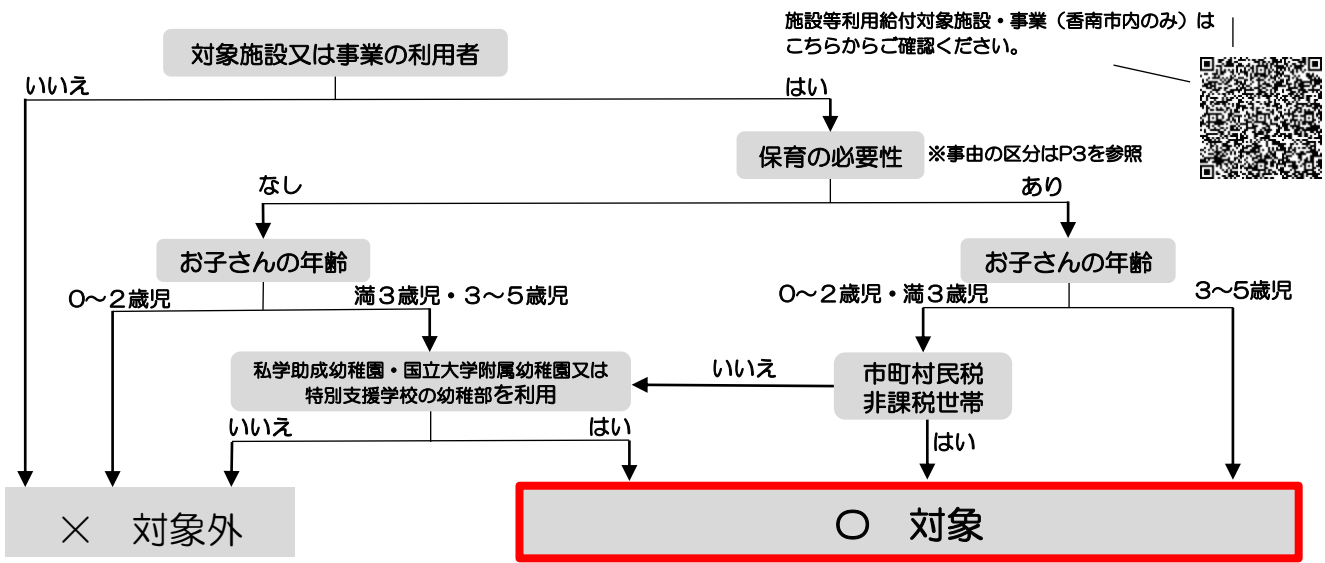


15. 施設等利用給付認定

施設等利用給付認定とは、保育の必要性等の一定の条件を満たしたお子さんの特定子ども・子育て支援（預かり保育事業や、認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター、一時預かり事業など）の利用料を無償（上限額あり）とするために必要な認定です。認定を受けるには申請が必要です。認定された場合において、認定期間内に利用した特定子ども・子育て支援の利用料を給付します。下記にて詳細ご確認いただき、該当する方は申請をお願いします。

1. 施設等の利用に係る無償化給付の対象かチェック！

【満3歳児とは】
3歳の誕生日を迎え、そのあと最初の3月31日までの間にある子ども



2. 申請方法

注意

給付を受けるには、まず施設等利用給付認定を受ける必要があります。

提出書類：利用する施設や事業、世帯の状況等によって提出書類が異なります。詳しくは香南市HPをご確認ください。

提出期限：施設や事業を利用する希望月の前月20日まで

提出先：こども課（本庁舎6階）

市のホームページはこちら



3. 給付内容

注意

通園送迎費、食材料費、行事費などは保護者の負担になります。

幼稚園（私学助成幼稚園・国立大学附属幼稚園・特別支援学校幼稚部）

保育料等		対象者	無償化上限額 （月額）	備考
		クラス年齢		
入園料 保育料	私学助成幼稚園	満3～5歳児	25,700円	—
	国立大学附属幼稚園		8,700円	
	特別支援学校幼稚部		400円	
預かり保育料		3～5歳児	11,300円	無償化上限額は、 450円×1カ月の利用日数 に応じて変動。
		満3歳児 （市町村民税非課税世帯）	16,300円	

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業

保育料等	対象者	無償化上限額 （月額）	備考
	クラス年齢		
保育料 利用料	3～5歳児	37,000円	認可保育施設や一定水準以上（1日8時間又は年間200日以上）の預かり保育事業を実施している幼稚園を併用している場合、認可外保育施設等の保育料は無償化の対象外。
	0～2歳児	42,000円 （市町村民税非課税世帯）	